

## 令和5年度 神奈川県教科書用図書選定審議会（第1回）

### 〈審議概要〉

#### 【司会（水沢指導主事）】

定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第1回神奈川県教科用図書選定審議会を始めさせていただきます。

なお、本日、横浜市立義務教育学校霧が丘学園准校長 岡崎 恵子委員、そして、神奈川県PTA協議会専務理事 小林 真希委員より、欠席の連絡をいただいておりますことを御報告いたします。

開会にあたりまして、神奈川県教育委員会教育局支援部長 古島より、御挨拶を申し上げます。

#### 【古島支援部長】

皆様、こんにちは。支援部長の古島でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、令和5年度第1回神奈川県教科用図書選定審議会に御出席くださいます、誠にありがとうございます。

日頃より、県教育委員会の教育施策に御理解、御協力いただきまして、感謝申し上げます。

本審議会設置期間は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第7条」の規定により、4月1日から8月31日までとなります。皆様にはその間の、委員をお願いいたします。

教科用図書の採択にあたりましては、都道府県教育委員会は、法令に基づき、市町村教育委員会の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行うこととなっておりますが、その際には、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をお聞きすることとなっております。

法令に基づきまして、本審議会の御意見を十分に尊重させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

本年度、当審議会へ諮問させていただきます事項は全部で8項目ございます。

本日は、そのうちの、「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について」及び「令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」を中心に、6つの諮問事項について審議をしていただきます。

後ほど事務局から御説明いたしますが、法令に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年と定められております。

今年度、前回の採択替えから4年目を迎える小学校及び義務教育学校の前期課程については、教科用図書検定に合格した新しい教科書を採択し、令和6年度から使用することになります。

本審議会の答申を基に、市町村等の関係機関に対して指導、助言又は援助を行っていくこととなりますので、よろしくお願いたします。

終わりになりますが、主たる教材としての教科書の果たす役割は大変重要であることから、大

所高所から御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

8月31日までの任期となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

**【司会（水沢指導主事）】**

本日はお手元にごございます資料をもとに御審議をお願いいたします。

なお、委嘱状又は任命状の交付、各委員及び事務局の紹介につきましては、机上配付とさせていただきます。

まず、本日の日程ですが、このあと、本審議会の趣旨説明、会長、副会長を選出する際の座長の選出、そして、会長・副会長の選出をお願いいたします。

選出いただいた後、支援部長から本審議会へ諮問させていただきます。その後の審議については、本審議会の会長に進行をお願いしたいと思います。

なお、本日は諮問事項の(1)～(6)について、御審議いただきたいと考えております。

それでは、皆様、よろしくお願いいたします。

はじめに、本審議会の趣旨を、子ども教育支援課長 長田 から御説明申し上げます。

**【長田子ども教育支援課長】**

皆様、こんにちは。子ども教育支援課長の長田でございます。

本審議会の趣旨等について御説明させていただきます。「教科用図書選定審議会」につきましては、法令で定められたものでございますので、それらに関連した資料をもとに、御説明させていただきます。

「参考資料」と表示してございます冊子の資料の表紙を御覧ください。

本審議会につきましては、資料1にございます「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、資料2にございます「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」、資料3にございます「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」、資料4にございます「神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例」、資料5にございます「神奈川県教科用図書選定審議会規則」、この5つの法令等に基づいて設置されております。

はじめに表紙を2枚おめくりいただきまして、2ページ「資料1」をお開きください。

本審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第11条第2項に基づきまして設置されております。

また、1つ上の、第10条にございますように、都道府県教育委員会の任務として、審議会の意見を聞き、これをもとに市町村の教育委員会に対し採択に関しての指導、助言又は援助を行っております。

次に、1枚おめくりいただきまして、5ページの「資料2」をお開きください。

本審議会では御審議いただく内容については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第8条に基づき、次に申し上げます2つの事項に関し、都道府県教育委員会の諮問を受けて、調査審議し、必要に応じて建議することと、選定審議会の所掌する事務が規定されております。

す。

1 つめは「市町村教育委員会等の教科用図書採択に関して、都道府県の教育委員会が行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項」。

2 つめは「都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項」と定められております。

以上の2点につきまして、委員の皆様は、御審議のうえ御建議をいただくことが、本審議会を設置する目的でございます。

なお、諮問させていただく事項につきましては、後ほど、支援部長の古島よりお伝えいたします。最後に、本審議会における議事運営、ならびに議決について御説明いたします。

資料を2枚おめくりいただきまして、9ページの「資料5」「神奈川県教科用図書選定審議会規則」をお開きください。

第3条（会長及び副会長）の定めにしたがい、「審議会を主宰し、会務を総理する。」会長を1名、また「会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。」副会長を、このあと委員の皆様の互選により決めていただきます。

会長及び副会長を中心に議事を進めていただきますが、第4条（議事）の第3項にございますように「審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」となっております。

以上、採択に関わりましての概要を、法令等に基づきまして御説明申し上げました。

なお、それぞれの具体に関しましては、この後の議事に関わる部分のところで、事務局から補足を加えながら、御説明いたします。以上でございます。よろしく願いいたします。

#### 【司会（水沢指導主事）】

それでは、お手元の参考資料の9ページ「資料5」をお開きください。

審議会規則第3条に「審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。」とあります。

本審議会では、例年、この互選にあたり、まず、座長を委員の皆様から選んでいただき、座長の進行によりまして、審議会の会長、副会長を選出いただいております。

したがいまして、最初に座長を選出したいと思いますが、いかがでしょうか。

では、よろしければ事務局から提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。

《賛同多数》

ありがとうございます。

#### 【事務局（山田指導主事）】

では、事務局より提案させていただきます。会長、副会長の選出にあたりまして、座長を平塚市教育委員会 教育指導課長 若杉 真由美（わかすぎ まゆみ）委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【司会（水沢指導主事）】

ただいま、事務局から、座長として若杉委員にお願いしたいとの提案がございましたが、いかがでしょうか。

《賛同多数》

ありがとうございます。

それでは、若杉委員に座長として、会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。

若杉委員、よろしくお願いいたします。

【若杉座長】

それでは、ただいま御指名をいただきました、平塚市教育委員会 教育指導課の若杉 真由美と申します。よろしくお願いいたします。

皆様の御協力をいただきまして、座長を務めてまいります。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、あらためまして、参考資料「資料5」 審議会規則の第3条にありますように、「審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。」ということになっております。

第3条のとおり、どなたか、会長・副会長を務めていただける方がいらっしゃいましたら、御発言をお願いいたします。

いらっしゃらないようですので、事務局の方から考えをお示しいただけますでしょうか。

【事務局（山田指導主事）】

はい。事務局としましては、会長には、幅広い視野から審議を進めるという点から、教育委員会の教育長様に、副会長には、すべての子どもの学びに必要な教育的ニーズに応じた支援の観点から、特別支援学校の校長先生に、お願いしたいと考えております。

したがって、会長に、松田町教育委員会 教育長 浄泉 和幸（じょうせん かずゆき）委員、副会長に、県立中原支援学校 校長 塚越 立子（つかこし りつこ）委員のお二人をお願いしたいと思います。

【若杉座長】

ただいま、事務局から、会長に、松田町教育委員会 教育長 浄泉 和幸（じょうせん かずゆき）委員、そして、副会長に、県立中原支援学校 校長 塚越 立子（つかこし りつこ）委員、お二人について御提案いただきました。

では、はじめに会長を、浄泉委員にお務めいただくことに、賛成の方は、拍手をお願いいたします。

〈拍手多数〉

ありがとうございます。それでは、浄泉委員に会長をお務めいただくこととします。

続きまして、副会長を塚越委員にお務めいただくことに、賛成の方は、拍手をお願いいたします。

〈拍手多数〉

ありがとうございました。塚越委員に副会長をお務めいただくこととします。

これで、会長、副会長の選出を無事に終わることができました。御協力ありがとうございます。  
それでは進行を事務局に戻します。

**【司会（水沢指導主事）】**

若杉委員には座長として、円滑に会長、副会長を選出していただき、誠にありがとうございました。

それでは、ここで、恐縮ですが、浄泉会長、塚越副会長に席の御移動をお願いし、御挨拶をいただきたいと思います。

それではまず、浄泉会長 よろしく願いいたします。

**【浄泉会長】**

あらためまして、皆様、こんにちは。ただいま会長という大役を仰せつかりました、松田町教育委員会教育長の浄泉でございます。皆様方の御協力をいただきまして、議事進行をして参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【司会（水沢指導主事）】**

浄泉会長、ありがとうございました。

続きまして、塚越副会長に御挨拶をお願いいたします。

**【塚越副会長】**

ただいま副会長を仰せつかりました、県立中原支援学校校長の塚越と申します。会長を補佐し、円滑な議事進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【司会（水沢指導主事）】**

次に、本審議会への諮問に移りたいと思います。では、支援部長 古島から、諮問をいたします。

お手元の審議会資料の1ページ「諮問事項」を御覧ください。

**【古島支援部長】**

それでは、令和5年度神奈川県教科用図書選定審議会諮問事項を読みあげさせていただきます。

神奈川県教科用図書選定審議会会長 様

神奈川県教育委員会 教育長

諮問事項

- (1) 令和6年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について
- (2) 教科用図書採択基準について
- (3) 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について
- (4) 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について
- (5) 令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について
- (6) 令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について
- (7) 令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書の選定に係る調査研究資料について

て

(8) 県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について

諮問事項(1)～(6)については、4月中旬頃、諮問事項(7)については6月中旬、諮問事項(8)については7月中旬までに答申をお願いします。以上でございます。

【浄泉会長】

ただいま、支援部長から、8項目にわたる諮問を受けました。本日はこのうちの6項目につきまして、皆様方に御審議をいただくわけですが、審議が無事に終了しますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

【司会（水沢指導主事）】

では、ここからの進行は、浄泉会長にお願いいたします。

浄泉会長、よろしくお願いいたします。

【浄泉会長】

それでは、まずはじめに、教科書の採択に関する概要等について、事務局からの説明を受けて、審議を進めます。

まずは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（山田指導主事）】

それでは審議に入る前に少しお時間をいただき、「教科書採択の概要」について、御説明いたします。事務局の山田と申します。よろしくお願いいたします。

教科書は、「教科書の発行に関する臨時措置法」により、教科の「主たる教材」として位置づけられています。

「教科書の採択」とは、学校で使用する教科書を決定することであり、その権限は、公立学校で使用する教科書については、その学校を設置する市町村や、都道府県の教育委員会にあります。

また、国立・私立学校で使用される教科書については、採択の権限は学校長にあります。

教科書採択の方法は、義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については「教科用図書の無償措置に関する法律」、いわゆる「無償措置法」によって定められています。

それでは、お手元の「参考資料」の2ページ「資料1」を御覧ください。

先ほど、子ども教育支援課長 長田からの説明のとおり、本審議会は、その「教科用図書の無償措置に関する法律」に基づいて設置されており、県教育委員会が、県内義務教育諸学校の教科用図書採択に関して、採択権者である市町村の教育委員会に対し、採択に係る指導・助言又は援助をするにあたり、本審議会に諮問し、その意見を聞いて進めてまいります。

本審議会の設置期間については、同法第11条の第2項で、「選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。」とされており、定数については、同じく第11条の第3項で、「選

定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。」と、あります。

さて、本審議会を設置する具体的期間についてですが、参考資料5ページ「資料2」を御覧ください。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」がございます。

第7条（教科用図書選定審議会の設置期間）で、「教科用図書選定審議会（以下『選定審議会』という。）を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。」と、されております。

したがって、本審議会も8月31日までの期間、設置することになります。

また、選定審議会の委員につきましては、先ほど条例で定める人数で構成することを説明しました。具体的には、5ページ中段の同施行令の第9条、「選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。」と、されており、第1号として、「義務教育諸学校の校長及び教員」、第2号として、「都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員」、第3号として、「教育に関し学識経験を有する者」と、委員の構成について、定められています。

審議会委員の定数については、8ページの資料4を御覧ください。

「神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例」に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第2項の規定に基づいて設置される神奈川県教科用図書選定審議会の委員の定数は、15人以上20人以内とする。」と、定められています。

本年度の審議会では、20名の皆様に委員をお願いしています。

続いて、教科用図書の採択地区及び採択について、御説明します。2ページ 資料1を御覧ください。

第12条第1項に、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。」とあります。

続いて、13ページ 資料7を御覧ください。本県では現在、25の教科用図書採択地区を設定しています。

次に、採択について説明します。改めて2ページ 資料1を御覧ください。

第13条第1項に、「都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目ごとに1種の教科用図書について行なうものとする。」とあります。

ここでいう「種目」というのは、教科ごとに分類された単位のことです。

また、第1項に関して、採択地区内に2つ以上の市町村がある場合については、3ページの第13条第4項及び第5項により、協議により規約を定め、使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設け、協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなけれ

ばならないこととなっております。

続いて、第13条第2項を御覧ください。

県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書については、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、県教育委員会が採択することとなっております。

したがいまして、県立の特別支援学校の小学部及び中学部並びに2校の県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書についても、本審議会の意見を伺うこととなります。

さらに、同条第3項にございますとおり、県立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書につきましては、学校ごとに選定し、県教育委員会が採択することとなっております。

そして、これらにより採択した教科用図書に関しては、3ページにある第14条において、政令で定める期間は、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するとされています。

6ページを御覧ください。「無償措置法施行令」第15条第1項において、政令で定められた期間、つまり、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年間であると定められています。

12ページ 参考を御覧ください。今後の採択のスケジュールを記載しております。

小学校では令和5年度に、4年間の使用期間を終え、新たに採択替えを行います。

7ページの資料3には4年間の期間内でも、新たに採択替えを行う特例について記載しております。今年度に関してはこの特例に当てはまらないことから、中学校については新たな採択替えはございません。

今一度、6ページ第15条第1項を御覧ください。

2行目に「学校教育法 附則 第9条に規定する教科用図書」という記述がありますが、これは【諮問事項6】に関連しているため、諮問事項6について審議していただく際に御説明します。

ここまでの、教科用図書の採択地区及び採択についての御説明です。

続いて、9ページの資料5を御覧ください。

本県における義務教育諸学校の採択につきましては、「神奈川県教科用図書選定審議会規則」、中ほどにあります「第5条第1項」に基づき、専門調査員会を設けまして、専門調査員を選出し、採択方針・観点に基づいて調査を行い、その資料をまとめ、審議会に報告を行うこととなっております。

今年度は、平成29年告示小学校新学習指導要領に基づく教育課程実施に伴う2回目の教科書の採択を行うため、専門調査員会を設置し、すべての教科用図書について、調査・研究を行います。

最後に資料14ページから16ページについて、御説明します。

14ページ 資料8を御覧ください。神奈川県内19箇所の教科書センターを掲載しています。本年度はこれらの会場を中心に、6月14日から7月18日までのいずれかの日より14日間、令和6年度に使用する教科書を展示する予定です。

15ページの資料9には、令和2年度から5年度に公立小学校で使用する教科書一覧を、16ページには、令和3年度から6年度に公立中学校で使用する教科書一覧と、県立中等教育学校の前期

課程、横浜市立南高等学校附属中学校、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校で使用する教科書一覧を掲載しています。

また、17 ページの資料 10 につきましては、教科書と教科用図書の定義についてまとめたものです。このことについては「諮問事項 6」で説明いたします。以上です。よろしくお願いいたします。

**【浄泉会長】**

それでは、ただいまの概要につきまして、委員の皆様方には御理解いただいたことと思いますが、何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、早速、諮問事項の審議に移りたいと思います。

では、諮問事項(1)「令和 6 年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

**【事務局（山田指導主事）】**

それでは、先ほどの参考資料とは別の、「令和 5 年度神奈川県教科用図書選定審議会（第 1 回）資料」、3 ページを御覧ください。

諮問事項(1)「1 令和 6 年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」御説明いたします。

(1)～(6)までの各ポイントについて説明します。

(1)については、教科書は検定を通った教科書の一覧である「教科書目録」から採択すること、学校教育法附則第 9 条図書の採択は、毎年度新たな図書を採択することができることを示しています。

(2)については、採択地区に設置される審議会等はすべての教科書について調査研究し、結果を報告すること、(3)については、複数市町村で採択地区を構成する場合の手続きについて、予め規約等を定める、ということです。

(4)については、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択地区における審議会等の委員名、教科書採択に係る情報について、積極的な公開に努めること等を示しています。

(5)については、採択に当たって、静ひつな環境を確保するとともに、疑念の目が向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めることについての考え方を明確に示したところです。

(6)については、選定審議会の設置終了後、新たに採択する必要がある場合について示しています。説明は、以上です。

**【浄泉会長】**

それでは、ただいまの事務局の説明について、御質問や御意見のある方はお願いいたします。

いかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、特に御質問、御意見がないようですので、諮問事項の1番目、「令和6年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択」について、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は、了承されました。

次に、諮問事項(2)「教科用図書採択基準について」、審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

**【事務局（山田指導主事）】**

引き続き、審議会関係資料の3ページ、「2 教科用図書採択基準」について御説明します。

神奈川県教育委員会として、教科用図書採択に関する基準を3つ示しています。

(1)は、教科用図書の調査研究に当たっては、文部科学省から示される、各発行者が作成した、発行者ごとの教科書の編集方針等が記載されている「教科書編修趣意書」と、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究を行い、採択をすることについて記載しています。

(2)については、採択権者の権限と責任を明確にし、公明・適正な採択を担保することが、今後一層必要であることを記載しています。

(3)については、採択にあたっては、各採択地区等における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択することについて示しています。以上の3点になります。

**【浄泉会長】**

それではただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特に御質問、御意見がないようですので、諮問事項の2番目、教科用図書採択基準について、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は、了承されました。

次に、諮問事項(3)「1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

**【事務局（山田指導主事）】**

審議会関係資料の4ページを御覧ください。

諮問事項(3)「1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」御説明します。

市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあります。採択にあたっては、都道府県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択

地区として設定しています。

参考資料 2 ページを御覧ください。2 ページの中段あたり、無償措置法の第 12 条が、採択地区に関する条文になっています。

市町村教育委員会が単独で教科用図書を選採するにあたり、法令上に定めはありませんが、その採択地区ごとに審議会等を置くことが望ましいとされています。

したがって、この審議会等の機能及び組織について、4 ページの(1)～(7)に具体的に示しています。

少しお時間を取りますので、(1)～(7)を御覧ください。

よろしいでしょうか。

それでは、最後に、参考資料 13 ページを御覧ください。参考資料 13 ページの資料 7 に示したとおり、神奈川県には現在 25 の採択地区があり、うち 22 の採択地区が 1 つの市町村で採択地区を構成しています。以上です。

**【浄泉会長】**

それでは、ただいまの事務局の説明について何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見がないようですので、諮問事項の 3 番目、1 つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について、この説明で各委員の御了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は、了承されました。

ここで休憩を取りたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

それでは、再開は 15 分後で、ちょうど 15 時から再開させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(休憩)

**【浄泉会長】**

それでは 15 時前ですが、皆様お揃いですので、休憩を解いて再開させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは引き続き、審議事項の審議を行います。

では、諮問事項(4)「教科用図書採択地区内に 2 以上の市町村が存する場合の採択方法について」、審議を行います。

事務局、お願いいたします。

**【事務局（山田指導主事）】**

それでは、諮問事項(4)「教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について」、御説明いたします。審議会関係資料の4ページの4を御覧ください。

先ほどの概要説明でも申し上げましたが、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければなりません。

先ほど見ていただきました参考資料の13ページの資料7にありますように、神奈川県内にあっては、愛甲地区、足柄上地区、足柄下地区がこれに当たり、「共同採択地区」を構成しています。

この共同採択地区では、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなります。

そこで、それぞれの市町村でどういう採択の仕方をしたらよいのかということについて県教育委員会が指導、助言及び援助を行います。

その内容が、今、説明している(1)～(7)となります。

なお、この(1)～(7)の内容につきましては、先ほど見ていただきました「3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」で説明したものと、同様の内容となっています。以上です。

**【浄泉会長】**

それでは、ただいまの事務局の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御質問や御意見ないようですので、諮問事項の4番目、「教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について」、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は、了承されました。

次に、諮問事項(5)「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

**【事務局（山田指導主事）】**

では、審議会関係資料の5ページの5を御覧ください。

諮問事項(5)「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について」、御説明します。

先ほども御説明しましたように、今年度は、平成29年告示小学校学習指導要領に基づく教育課程の実施に伴う2回目の教科書採択替えを行います。

小学校教科書の調査研究にあたり、具体的にどのような観点に基づいて調査研究を進めていくかということをお示しております。

今回、学習指導要領が改訂されてはおりませんので、平成 31 年度に行われた教科書採択替えの際に作成した観点を基にしながら改めて見直しを行い、一部加筆したものを示しております。

観点の内容について御説明します。5 ページの「5 令和 6 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について」の前文を、「令和 6・7・8・9 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているか」という視点に基づき、以下に具体的な『観点』の項目を定める。」としました。

これ以降、アの教科・種目に共通な観点と、イの教科・種目別の観点の、大きく 2 つに分けて記載しております。

まずアのほうですが「(ア)教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」から次のページ「(エ)分量・装丁・表記等」までの項目になりますが、これら 4 つは教科・種目に共通な観点として、各教科で調査研究を行います。

「(ア)教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」については、教育基本法第 1 条〔教育の目的〕、同法第 2 条〔教育の目標〕、及び学校教育法第 30 条 2 項に示されたいわゆる「学力の 3 要素」に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の 3 つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか、という点から、3 つの項目を設定しています。

次に「(イ)かながわ教育ビジョンとの関連」では、かながわ教育ビジョンを実現するための教育目標として、〔思いやる力〕〔たくましく生きる力〕〔社会と関わる力〕を掲げております。神奈川県での調査研究ですので、教科書の中にそういう内容に沿ったものがあるかということも調査研究するということです。

次の「(ウ)内容と構成」につきましては、小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか、改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか、児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか、という点を観点到して設定しています。

最後に「(エ)分量・装丁・表記等」については 3 つの観点を設定しております。

6 ページ 下段から 9 ページにわたりましては、「イ 教科・種目別の観点」ということで、(ア)国語から(ス)特別の教科 道徳まで、各教科・種目の観点として定めてあります。それぞれの教科の特性に基づきまして、学習指導要領に示された内容・目標に照らして題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているか、といった視点でそれぞれの教科によって調査研究を行う観点を示しています。

平成 31 年度に作成した観点から追加している部分につきましては、9 ページ (シ) 外国語にお

ける、学習者用デジタル教科書についてです。

国においては、令和6年度から全ての小・中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語のデジタル教科書が提供されることを踏まえ、外国語の令和5年度教科書採択では、紙の教科書を調査し採択の対象とすることを原則とした上で、採択権者の判断で必要に応じて、英語のデジタル教科書について調査し採択の考慮事項とすることができるようにするとされています。

そこで、外国語については、学習者用デジタル教科書の見本版についても、調査・研究を行います。

なお、学習者用デジタル教科書は、全体ではなくその一部のみが見本版として提供される見込みとなっています。

それぞれの教科等の観点については、この後お時間を取っていただき、御覧いただければと思います。以上です。

#### 【浄泉会長】

それでは、ただいまの事務局の説明について、御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

少しお時間を取りますので、御覧いただければと思います。

再度、御質問、御意見等を伺いたいと思います。

所属とお名前の方よろしく申し上げます。

#### 【若杉委員】

平塚市教育委員会教育指導課の若杉と申します。ありがとうございます。

1点質問をお願いします。学習者用デジタル教科書を国の実証事業等もあって、活用している学校がありますが、実際活用している中で、児童・生徒、また教師からの声、また調査等からどういったものが出ているか分かれば教えていただきたいのですが。

#### 【浄泉会長】

事務局、お願いいたします。

#### 【事務局（山田指導主事）】

御質問ありがとうございます。

御質問の中で、デジタル教科書を活用する中で、児童・生徒あるいは教師からどのような反応、声があるかということでしたが、文部科学省が実施をした学習者用デジタル教科書に関する児童・生徒へのアンケート調査によりますと、紙の教科書よりもデジタル教科書の方が、図や写真が見やすい、一度にいろいろな資料を見て比べやすい、いろいろな情報を集めやすいといった回答があります。

また、指導者・教師向けアンケートにおいても、例えば、これまで手づくりをしていた素材を児童・生徒の手元の画面上で容易に表示をすることができたり、学習者用デジタル教科書の一部

を全体に提示すべき重要な事項として、大型提示装置に映したりすることにより、授業準備のための負担が軽減したというような回答があります。

一方、課題として、例えばログインに手間取ることが多いなど、通信環境等により、フリーズまたはエラーというような表示が出て、不便に感じることもあるというようなことも挙げられています。

また、児童・生徒への健康面の配慮についても、課題の一つとして挙げられているところがあります。以上になります。

【浄泉会長】

ただいまの回答でよろしいでしょうか。

【若杉委員】

ありがとうございました。

【浄泉会長】

他に御質問、御意見等ございますでしょうか。

【塚越副会長】

県立中原支援学校校長の塚越と申します。よろしくお願いたします。

似ているような御質問になるかと思いますが、今も学習者用デジタル教科書は、各学校の授業で使われていると思いますが、1人1台端末を使って具体的にどのように活用されているのか教えていただければと思います。

【浄泉会長】

事務局、お願いたします。

【事務局（山田指導主事）】

そもそも学習者用デジタル教科書は、紙の教科書と同一の内容がデジタル化された教材であります。

加えて、教科書の発行者が作成するものを指しますが、動画、音声、アニメーション等の機能と連携したり、複数の児童・生徒同士が共同編集するといったオンラインの学習支援ツールとの連携をしたりすることで、現在活用されているところです。

教科、共通、例えば全般として、教科書を拡大して表示することができる、教科書にペンやマーカー機能で簡単に書き込みをすることができる、あるいは簡単に消すことができる、保存をすることができる、あるいは背景や文字の色を変更することができる、漢字にルビをつけることができる等があります。

評価における活用の例では、例えば、英語では、音声読み上げ機能を使い、自分のペースで本文を繰り返し聞くことで、ネイティブスピーカー等が話す音声を何回も確認することができる、英語特有のリズムやイントネーションなどを真似て発音することができるということが挙げられます。以上です。

【浄泉会長】

今の回答でいかがでしょうか。よろしいですか。

【塚越副会長】

ありがとうございました。

【浄泉会長】

他に御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

【岡崎委員】

関東学院小学校の岡崎と申します。

次回、調査員の方々が調査資料を調べた後になると思いますが、その調査の範囲というのは、今、御質問のあったデジタル教科書も入っているのか。紙だけなのか。

それから、紙の中のリンク先まで御覧になって書かれているのか、リンク先はとりあえずなしで、紙本体だけなのかということをお教えください。

【浄泉会長】

事務局、お願いいたします。

【事務局（山田指導主事）】

ありがとうございます。

まず、調査の範囲につきましては、文部科学省からは、英語のデジタル教科書のみが見本版として一部提供されるということが言われていますので、外国語・英語のみデジタル教科書を調査の対象とすることとしております。

また、例えば二次元コードですとか、そういうことについても、その二次元コードが例えばどこにリンクをするのかということについても、確認をした上で、資料を作成するということを考えています。

【浄泉会長】

よろしいでしょうか。

【岡崎委員】

ありがとうございます。

【浄泉会長】

他に御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

【若杉委員】

平塚市教育委員会の若杉です。

自分のイメージをはっきりさせたいので御質問させていただきます。

学習者用のデジタル教科書の調査の対象ということですが、基本、今、デジタル教科書は、音声やアニメーション、図、写真の見やすさみたいなところを御説明いただいていたと思いますが、

実際にその調査員の方が調査をして書いていく内容というのは、図とか、写真とか、その辺りのところになるのでしょうか。

聞いた話だと、今度出てくるデジタル教科書は今、実証事業で行っているデジタル教科書とは付いてくる機能が違うというか、余計なものがそぎ落とされていて、今おっしゃった動画、音声、読み上げ、ルビ振り、ペン、マーカー、そういったようなものが付いてくるというのは分かるのですが、その辺りの調査をしていくというイメージでよろしいのでしょうか。

どういったものが挙がってくるのか中々分からないので、実際にデジタル教科書の調査というものがどういうものになるのか、分かる範囲で教えていただきたいです。

**【古島部長】**

ありがとうございます。

今回観点として、外国語のところでは3点お示しをしています。例えば、読むこと、話すことというような、観点自体は紙の教科書でもデジタルのものでも同様で、そのツールとして、紙なのかデジタルなのかというところでの違いとなると思います。

今のところ、この観点を基に、調査員会のメンバーで項目を検討しながら決めていきます。

ただ、想定されることとしては、デジタル教科書の機能の部分で、一番子どもたちがよく使う部分、そして指導のところでは活かしていけるような部分を中心に調査をしていくことになろうかと思えます。

**【浄泉会長】**

よろしいでしょうか。

**【若杉委員】**

ありがとうございます。

**【浄泉会長】**

他にいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、御質問をたくさんいただきましてありがとうございました。

では、諮問事項の5番目、「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について」、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

この件は、了承されましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、諮問事項(6)「令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

**【事務局（山田指導主事）】**

引き続きよろしくお願いいたします。

審議会資料の9ページ下段を御覧ください。

諮問事項(6)「令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」です。

まず、「特別支援教育関係教科用図書」とは、そこに記載のとおり、小学校若しくは中学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書のことです。

障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に応じて、検定本等を使用する場合と、学校教育法附則9条本を使用場合があります。この、いわゆる附則9条本については、このあと特別支援教育課の秋田より御説明します。

10 ページ、「ア 教科・種目に共通な観点」を御覧ください。

構成は「ア 教科・種目に共通な観点」と、11 ページ中段、「イ 教科・種目別の観点」との大きな2つとなっています。

まず、「ア 教科・種目に共通な観点」ですが、「(ア)教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」、から「(エ)分量・装丁・表記等」までの項目となり、教科・種目に共通な観点として、各教科で調査研究を行うこととなります。

「(ア)教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」及び「(イ)かながわ教育ビジョンとの関連」については、先ほど【諮問事項(5)】「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について」で御説明した内容とほぼ同じです。

次の「ウ 内容と構成」については、10 ページ下段・内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。等、特別支援教育の視点から、観点を設定しています。

11 ページ中段、「イ 教科・種目別の観点」については、諮問事項5でお諮りした、「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」及び、令和2年4月に定めた「令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」に準ずるものとしています。私からは以上です。

この後、特別支援教育課秋田より御説明いたします。

#### 【事務局（秋田指導主事）】

では、特別支援学校や特別支援学級における教科用図書について御説明いたします。

まず、特別支援学校・特別支援学級においては、小学校・中学校・高等学校と同じ教科書のほか、児童・生徒の障がいの程度に合わせた教科用図書などを使って学習しております。

この「児童・生徒の障がいの状態に合わせた教科用図書」と関連いたします学校教育法附則第9条図書について御説明いたします。

参考資料の17ページの資料10をお開きください。中ほどの※に附則第9条がございます。附則第9条高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条の1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む）の規定にかかわらず文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。とあります。

同じページの下にある、教科用図書について説明した図を御覧ください。

図の左側にあるように、教科書として使用できる図書は「文部科学大臣の検定本」と「文部科学省の著作本」となります。

また、図の右側にあるように特別支援学校や特別支援学級では、「文部科学大臣の検定本」と「文部科学省の著作本」以外にも「学校教育法附則第9条に規定する教科用図書」を使用することができます。

特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童・生徒は、障がいの程度や発達の状態などにより、情報の収集、処理、表現及び発信等、一人ひとり違いがございます。

そのため、「文部科学大臣の検定本」や「文部科学省の著作本」といった、教科書を使用するだけでは、学習目標に到達するために十分な効果が得られない場合には、「文部科学大臣の検定本」や「文部科学省の著作本」の下学年使用をしたり、一般図書を教科用図書として使用したりすることができるという規定がこの、附則第9条でございます。

教科用図書は主たる教材として使用されますので、選定にあたっては、児童・生徒がどのような教育課程で学ぶか、ということが重要になっております。

では、特別支援教育関係で使用されている特徴的な、教科用図書の例を何点か紹介いたします。

視覚障がいのある児童・生徒の中には、通常の見本の内容の図や文字が拡大されていたり、レイアウトが工夫されていたりしている通称「拡大本」を使用した方が内容を確認しやすい児童・生徒がおります。その場合には、【拡大本の提示】それらの配慮がなされたこちらの「拡大本」を使用します。今、少しお示しさせていただきます。

次に、文部科学省において著作・編集された通称「著作本」というものがございます。

「著作本」は、3つの種類の教科書が作られております。

1つめは、視覚に障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた、見本の「点字版」の教科書、通称「点字本」です。「点字本」は小学部用として、国語、社会、算数、理科、外国語、道徳の6教科、中学部用として国語、社会、数学、理科、外国語、道徳の6教科が作られております。

2つめは、聴覚に障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた「言語指導」「言語」の教科書です。聴覚障がいの特性を踏まえ、国語や音楽の学習をする際には、よりきめ細かな配慮が必要であることから、通常の見本と併せて使われております。

3つめは、知的障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた教科書、通称「星本」です。「星本」は、学習指導要領における各教科の内容の段階に対応しており、小学部で星1つ、星2つ、星3つの3段階、中学部では星4つ、星5つの2段階、の計5段階で作成されております。また、内容や構成は理解しやすさに配慮されたものとなっております。

【星本（音楽）の提示】こちらが音楽の「星本」です。星が2つですので、学習指導要領における、小学部の音楽の内容の2段階目に対応したものとなっております。

また、例えば、中学部3年生の生徒の障がいの程度に応じて、中学校1年生の教科書を使用した方が、学習効果が上がるというような時には、下学年の教科書を教科用図書として使用することができます。これについても附則第9条に規定されています。

附則第9条に規定される図書として採用される中で、一番多いものは一般図書となっております。

一般図書では【図鑑を提示】このように絵本や図鑑のように視覚的な情報が多いものもございます。文字の情報だけでなく絵やイラストといった視覚的な情報のほうが理解しやすい児童・生徒がいるためです。

音楽や楽器など、音が出るようなものを使った方が、理解が進むという児童・生徒については【音の出る一般図書を提示】このような一般図書を教科用図書として使用することが可能となります。

また、マナーに関すること、調理に関することなど、生活技術について書かれているものもあります。

当然、言葉に関する学習、あるいは数に関する学習の一般図書もあります。

特別支援学校等では国語、算数等のいわゆる教科の学習をすることに加えて、様々な教科、領域を合わせた中で、児童・生徒一人ひとりに合った学習が考えられているため、このような一般図書が教科用図書として使用することができます。

次に、先ほど冒頭で説明した調査研究の観点を何点か御説明いたします。

審議会資料の9ページを御覧ください。まず、前文の3行目に「本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき」とあります。

この観点は、特に特別支援教育に必要な観点の中心になっております。

審議会資料の10ページ(ウ)内容と構成の上から40目を御覧ください。「内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。」とあります。これは、児童・生徒の状況は様々であるということから、それらに合わせて選定をするということであり、それに従って多くの種類の教科用図書が選定されることとなります。

次に、(ウ)の下から20目に「他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。」とあります。

この中で出てくる自立活動とは、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域で、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています。

そして、自立活動の指導は、授業時間を特設して行う自立活動の時間のほかに、各教科等の時間においても、密接な関係を図って行われます。

また、附則第9条図書の説明で触れたように、特別支援学校では、様々な教科、領域を合わせ

た中で、児童・生徒一人ひとりに合った指導が行われております。

そのため、教科用図書を選定するに当たっては、自立活動や他の教科との関連性についても検討の必要があり、ひとつの教科に限定をしない形で幅広い教科、領域で使用出来る教科書を採択していくことも大事な観点の1つです。

(エ)の分量・装丁・表記等を御覧ください。上から20目に「体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。」とあります。

一般図書は、初めから教科用図書として認められているわけではないので、体裁の観点からも検討しなければなりません。

教科用図書として年間を通して使用いたしますので、耐久性が求められます。さらに、使用する上では散逸することがあってはなりません。カード状であったり、パズル状であったりする一般図書については、教科用図書として選定するためには、散逸しない工夫をすることが前提となります。

また、安全性という観点においても検討が必要であり、主たる教材として、日々使用するものですので形状や使用方法など、怪我や事故につながる恐れが無いか十分に検討する必要があります。以上でございます。

**【浄泉会長】**

それでは、ただいまの事務局の説明について、御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

**【土肥委員】**

県西教育事務所の土肥と申します。

1点教えていただければと思います。特別支援学校・特別支援学級で採択する教科用図書の一般図書の方は、際限なく幅広い図書があると思うのですが、どのようにその中から選んでいくのか教えていただければと思います。

**【浄泉会長】**

事務局、お願いいたします。

**【事務局（秋田指導主事）】**

お答えいたします。

県立特別支援学校の採択教科用図書における一般図書は、平成24年度より、教育局特別支援教育課の示す「採択教科用図書調査研究資料」通称「500冊リスト」を基に、各校で調査研究、例えば内容や供給状況等も含め、そちらを十分に行い、採択希望の図書を選択することとしております。

こちらの「500冊リスト」については、内容を毎年更新しております。更新に当たっては、県立特別支援学校の教員と特別支援教育課の指導主事を構成員とした調査研究資料作成会議を開催し、

児童・生徒の実態を踏まえた検討を行っております。以上でございます。

【浄泉会長】

よろしいですか。

【土肥委員】

ありがとうございます。

【浄泉会長】

他に御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

【佐々木委員】

子ども教育支援課の佐々木です。よろしくをお願いいたします。

お話の中で、子どもたちは障がいの状態や特性が様々であるとありました。そういった様々な障がいがある子どもたちに、どのように教科書を選んでいくのか、もう少し教えてください。

【浄泉会長】

事務局、お願いいたします。

【事務局（秋田指導主事）】

お答えいたします。

障がいに基づく困難さ、児童・生徒の理解の程度、生活への汎化、これまでの学習の取組などを踏まえて、一人ひとりの児童・生徒の課題を見定め、必要な指導と支援の内容を考えております。これが個別教育計画です。

この個別教育計画のもと、一人ひとりの児童・生徒にとって適切な教科用図書を選びます。

例えば、「子どものマナー図鑑3」という一般図書があります。この本は出かけるときのマナーを取り上げた内容で構成されております。

こちらは、児童・生徒が実際に街に出かけたときに会うであろう様々な場面について親しみのあるイラストが描かれており、かつ場面ごとのポイントを簡単な言葉で説明されています。

言葉と絵を関連させながら理解を深められる点が特徴です。

このように、児童・生徒の学習課題等を踏まえ、それに即した教科用図書を選んでおります。以上でございます。

【浄泉会長】

いかがでしょうか。

【佐々木委員】

ありがとうございます。

【浄泉会長】

よろしいですか。

他に御質問、御意見等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

御質問ありがとうございました。

こちら先ほど諮問事項(5)と同様、特に御意見ということではございませんので、諮問事項の6、「令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件も、了承されました。

本日の議事は以上ですが、続いて、今後の県立義務教育諸学校の採択の流れについて取り扱います。事務局、説明をお願いいたします。

**【事務局（山田指導主事）】**

それでは「今後の県立義務教育諸学校の採択の流れ」について審議会資料の12ページ及び13ページにある資料2、14ページ及び15ページにある資料3、加えて、16ページにある別表により説明します。

県立の義務教育諸学校に該当する特別支援学校の小学部及び中学部、中等教育学校の前期課程で使用する教科書については、県教育委員会が採択権者となります。

そこで、本審議会の答申を受け、県教育委員会がそれぞれの学校の採択方針及び採択手続要領をつくり、県立特別支援学校及び県立中等教育学校が研究を進めていくこととなります。

「資料2」にそれぞれの学校の採択方針の案を、「資料3」にそれぞれの学校の採択手続要領の案を示しました。

続いて16ページ別表を御覧ください。

令和5年度の義務教育諸学校の教科用図書採択手続きの流れを示したものです。この表の右側が県立の義務教育諸学校の採択の流れです。

資料2の採択方針及び資料3の採択手続き要領については、4月の教育委員会定例会に付議し議決の後に県立特別支援学校及び県立中等教育学校へ通知します。

その後、各学校で、採択方針、採択手続き要領に基づき、校長を会長とする専門委員会を中心に十分な調査研究を行い、採択を希望する教科用図書を選定し、採択希望教科用図書表を作成、県教育委員会に申し出ることとなります。

委員の皆様には、7月の第3回選定審議会での採択希望の教科用図書について御審議いただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

**【浄泉会長】**

それでは、ただいまの事務局の説明について、何か御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、県立義務教育諸学校の採択につきましては、説明のあったとおりの流れで進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日審議していただいた諮問事項の(1)から(6)につきましては、後日、会長が答申を作成して、県教育委員会へ提出したいと考えていますが、よろしいでしょうか。

<賛同多数>

それでは、了承していただきましたので、そのようにさせていただきます。

それでは最後に全般を通して委員の皆様方から何か御質問や御意見等、或いは事務局への要望等がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**【岡崎委員】**

関東学院小学校の岡崎です。よろしくお願いします。

実は、これで3回目になりますので、過去の経験を踏まえてですが、前回は確か教科書のリンク先は特に見ないということだったと思います。

今回、先ほどのお答えでリンク先も調査の文書に入るとすれば、いつも本だけずらっと並んでいるのですが、その中身が見える方法が、次回、もし可能であれば検討していただければと思います。

2ヶ月近くありますが、日程がかなりきつところで、調査員の皆さんも、事務局も大変かと思いますが、記載の統一等、十分していただければと思います。よろしくお願いします。

**【浄泉会長】**

事務局、いかがでしょうか。

**【古島部長】**

どうもありがとうございます。

まずリンク先等につきましては、実際、教科書の調査を始めたところで、どういったリンク先かというのはかなり多岐にわたるだろうと想定しています。

ですので、調査項目としてお示しをすることになるのか、バックデータとして、こちらの手元に調査の材料として持っている形になるのかというのは、今後、専門調査員と検討しながら、どういったお示しの仕方にするかということは、検討させていただきたいと考えております。

また、リンク先を見られるような工夫というのは、こちらの方で準備をしていきたいと考えております。

表記につきましては、これまでの調査の経験も踏まえまして、適切にチェック体制を整えまして、現時点でのマニュアル等も用意してございますので、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

**【浄泉会長】**

よろしいでしょうか。

**【岡崎委員】**

はい。

**【浄泉会長】**

他に委員の皆様方からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

貴重な御意見・要望ありがとうございました。

それでは本日の議事を終了いたします。

御協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは司会を事務局へ戻します。

**【司会（水沢指導主事）】**

浄泉会長、ありがとうございました。

最後に事務局から次回の説明をいたします。

**【事務局（山田指導主事）】**

では、次回の審議会の予定について御説明します。

今回は、6月7日（水）、場所は、神奈川県立総合教育センターを予定しております。

議題は、諮問事項の（7）「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書の選定に係る調査研究資料について」です。

期日が近くなりましたら、御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、第3回は、7月12日（水）、こちらも同じく神奈川県立総合教育センターで行う予定しております。

議題は、諮問事項の（8）「県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」です。以上です。

**【司会（水沢指導主事）】**

委員の皆様、本日はありがとうございました。

本日の日程は全て終了いたしました。

最後に支援部 部長 古島より、閉会の御挨拶を申し上げます。

**【古島部長】**

本日は、慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。また、貴重な御意見もいただきまして、ありがとうございます。

県教育委員会には、県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適切な実施を図るために、適切な指導、助言又は援助を行うことが義務づけられております。

そのための重要な役割を担っていただくのが本審議会でございます。本日は県の採択方針につきまして御審議いただきました。

次回、6月7日、第2回の選定審議会では、「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書の選定に係る調査研究資料について」、御審議をいただくことになります。

本日の観点に基づいて調査をしてまいります。次回は、教科用図書の見本本を皆さんに御覧いただきながら、各種目別の調査結果について専門調査員からの報告を受けながら、御審議をい

ただ予定ですので、午前中からということで、本日よりも長時間になりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

外を見ますと、風の音もかなり鳴っていますが、雨の方も強くなっております。どうぞお気をつけてお帰りいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

**【司会（水沢指導主事）】**

以上を持ちまして、令和5年度第1回神奈川県教科用図書選定審議会を終了いたします。  
ありがとうございました。

（終了）